

改正

平成18年12月18日条例第246号

平成19年9月21日条例第31号

平成20年3月21日条例第14号

平成26年12月18日条例第25号

平成28年12月19日条例第27号

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例

題名改正〔平成19年条例31号〕

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔平成19年条例31号〕

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「配偶者のない女子又は男子」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

一部改正〔平成18年条例246号・19年31号・20年14号・26年25号〕

(助成対象者)

第3条 ひとり親家庭医療費は、次の各号のいずれかに該当する者で四万十町の区域内に住所を有する者（以下「助成対象者」という。）について助成する。

- (1) 現に児童を監護し、その者と生計を同じくする母又は父たる配偶者のない女子又は男子
- (2) 現に配偶者のない女子又は男子の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童
- (3) 父母のない児童
- (4) 現に前号の児童を監護し、その者と生計を同じくする姉、兄、祖母又は祖父等であって町長の認める者

一部改正〔平成19年条例31号〕

(助成額等)

第4条 ひとり親家庭医療費として助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額（法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は医療保険各法により現金給付される高額療養費若しくは付加給付があるときはその額を控除した額）に相当する額とする。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額及び健康保険法等の規定により知事が定める看護料の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

一部改正〔平成19年条例31号・20年14号・28年27号〕

(助成の制限)

第5条 ひとり親家庭医療費は、助成対象者の属する世帯の構成、所得等に基づき、規則で定める助成対象者については、助成しない。

- 2 ひとり親家庭医療費は、助成対象者に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の一部又は全部について助成対象者が、第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において助成しない。

一部改正〔平成19年条例31号〕

(認定)

第6条 助成対象者は、規則で定めるところにより、あらかじめ受給資格について、町長の認定を受けなければならない。

(返還)

第7条 町長は、偽りその他不正行為によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者に対し、既に助

成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔平成19年条例31号〕

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 ひとり親家庭医療費を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

一部改正〔平成19年条例31号〕

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の窪川町母子家庭医療費助成に関する条例（昭和51年窪川町条例第21号）、大正町母子家庭医療費助成に関する条例（平成7年大正町条例第8号）又は十和村母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年十和村条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月18日条例第246号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年9月21日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の改正前の四万十町母子家庭医療費助成に関する条例の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月21日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成28年12月19日条例第27号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正

平成19年9月21日規則第27号

平成24年5月1日規則第15号

平成28年1月8日規則第1号

平成28年3月31日規則第15号

令和元年5月28日規則第9号

令和2年3月23日規則第9号

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則

題名改正〔平成19年規則27号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年四万十町条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年規則27号〕

(助成対象者)

第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者とし、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条における支給要件を参考に、個々の実態に即して判断するものとする。

配偶者のない女子又は男子と児童とで構成されている世帯	配偶者のない女子又は男子が所得税納税者（前年の所得（1月から6月までの間に受給資格を取得する場合にあっては前々年の所得。以下同じ。）に対して所得税法（昭和40年法律第33号）その他所得税に関する法令に規定する所得税の納付義務を有する者で、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上	当該世帯に属する全ての者
----------------------------	--	--------------

	乗せ部分について、廃止により納税義務者となった者及び次項の規定により所得税非課税とみなされる者を除く。以下同じ。) である場合	
	児童が所得税納税者である場合	当該児童及びその者の扶養親族(所得税法に規定する扶養親族。以下同じ。) である者
その他の世帯	世帯に属する者が所得税納税者である場合	当該世帯に属する者及びその者の所得税法に規定する扶養親族である者

2 所得税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚のひとり親のうち、次の各号のいずれかの要件を満たすものについて、ひとり親家庭医療費助成事業における所得税額の計算をする場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、当該各号に定める金額を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない者のうち、扶養親族又は生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。))以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有する者(次号に掲げる者を除く。) 27万円

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者 35万円

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていない者のうち、生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下である者 27万円

一部改正〔平成19年規則27号・24年15号・令和元年9号〕

(受給者証の申請等)

第3条 条例第6条に規定する認定は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、ひとり親家庭医療費受給者証(交付・更新)申請書(様式第1号)に条例第2条第3項各号に掲げる法令に基づく被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)を添え町長に提出して行わなければならない。

3 第1項の申請に当たり、前条第2項の適用を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成事業における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書（様式第1号の2）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、第1項の申請があった場合において、受給資格があると認定したときは、ひとり親家庭医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を、受給資格がないと認定したときは、ひとり親家庭医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成19年規則27号・令和元年9号〕

（受給者証）

第4条 受給者証は、前条第1項の申請をした日の属する月の翌月の初日（申請をした日が月の初日である場合は、当該月の初日）から効力を有する。

2 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、直ちに町長に返還しなければならない。

一部改正〔令和元年規則9号〕

（受給者証の再交付）

第5条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証を汚損、破損又は紛失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）に汚損又は破損した当該受給者証を添えて、町長に提出して受給者証の再交付を申請することができる。

一部改正〔平成19年規則27号〕

（受給者証の更新）

第6条 受給者は、毎年5月1日から6月30日までの間に、ひとり親家庭医療費受給者証（交付・更新）申請書に被保険者証等を添え、町長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

2 前項の申請に当たり、第2条第2項の適用を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成事業における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書（様式第1号の2）を町長に提出しなければならない。

一部改正〔平成19年規則27号・令和元年9号〕

（届出の義務）

第7条 受給者は、受給対象者について受給資格を失ったときその他ひとり親家庭医療費受給者証の記載事項に変更が生じたときは、直ちにひとり親家庭医療費受給資格（変更・喪失）届（様式第5号）に当該受給者証を添えて町長に届け出なければならない。

一部改正〔平成19年規則27号〕

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。

ただし高知県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合等は、療養費払いとする。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする場合は、ひとり親家庭医療費支給申請・請求書(様式第6号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出して行うものとする。

(1) 受給者証

(2) 被保険者証等

(3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めた額を当該申請者にひとり親家庭医療費として支給するものとする。

4 第2項の申請書は、医療機関において現に医療を受けた日の属する月を単位とし、当該月の翌月から起算して2年以内に提出するものとする。

一部改正〔平成19年規則27号〕

(受給者証の提示等)

第9条 ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする場合は、保険医療機関等に被保険者証及びひとり親家庭医療費受給者証を提示しなければならない。また国保以外の医療保険加入者は、ひとり親家庭医療費請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

一部改正〔平成19年規則27号〕

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の窪川町母子家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和51年窪川町規則第15号)、大正町母子家庭医療費の支給に関する条例施行規則(平成7年大正町規則第3号)又は十和村母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年十和村規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によ

りなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月21日規則第27号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年5月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月28日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第2条の規定は、令和元年6月2日以後に受給者証の交付の申請のあった者について適用し、同日前に当該申請のあった者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月23日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。